

1 区分	2 交付対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
介護テクノロジー導入支援事業	令和7年4月9日付け老発0409第20号厚生労働省老健局長通知の「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」（以下、「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業	(1)介護テクノロジー等の導入支援 ア 国実施要綱4(1)アで示す機器等のうち、移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援に該当する機器、その他介護サービスの質の向上につながると県が判断したものであって次のいずれかに該当するもの ①床走行式リフト、②一括で調理支援を行う機器、③加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車、配膳ロボット、④スライディングボード、⑤インカム、⑥バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理）、⑦バイタル測定が可能なウェアラブル端末 1台あたり1,250,000円 イ 国実施要綱4(1)アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」 職員数※により合計金額が変動する契約の場合は、1事業所当たり以下のとおりとし、それ以外の方式の契約の場合は一律3,125,000円を基準額とする。 なお、居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防含む。）であって令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に62,500円を加算する。 (ア) 1名以上10名以下 1,250,000円 (イ) 11名以上20名以下 1,875,000円 (ウ) 21名以上30名以下 2,500,000円 (エ) 31名以上	(1)国実施要綱 4(1)アで定める経費 なお、国実施要綱4(1)アで定める「重点分野に該当する介護テクノロジー」は（公財）テクエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」で「介護テクノロジー」として選定された機器に限る。 また、国実施要綱で定める1回あたりの都道府県知事が認める限度台数は以下のとおりとする。 ①移乗支援（非装着）、移動支援（屋外・屋内・装着）、排泄支援（排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援）、入浴支援、見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援、床走行式リフト、スライディングボード、バイタル測定が可能なウェアラブル端末 定員数 ②移乗支援（装着）、インカム、PC・タブレット 職員数※ ※職員数の考え方は国実施要綱5（イ）表3※1及び※2のとおり ③見守り・コミュニケーション（施設） ・従来型施設 20台 ・ユニット型施設 原則1ユニット定員単位※での導入	- 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業所・施設を運営する法人 - 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホームを運営する法人	<u>4</u> 5

		3, 125, 000 円 ※職員数 国実施要綱 5 (イ) 表 3 ※ 1 及び※ 2 のとおり ウ 国実施要綱 4 (1) アで示す機器等のうち、上記以外のもの 1 台あたり 375, 000 円 エ 上記アからウまでの機器等の導入に付帯して必要となる機器 (Wi-Fi 環境整備、PC・タブレット端末) (ア) Wi-Fi 環境整備に係る機器 a 主となる機器が介護ソフトの場合は、介護ソフトと付帯機器を合算した金額が、上記イに定める基準額以内 b 主となる機器が介護ソフト以外の場合は、主となる機器と付帯機器を合算した金額が、上記ア又はウに定める 1 台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額以内 (イ) PC・タブレット端末 1 台あたり 125, 000 円 (2) パッケージ型による導入支援 1 事業所あたり 6, 250, 000 円	で 2 ユニット定員まで ※ 少数の台数で試用したいなど特段の事情がある場合は 1 ユニット定員単位未満での導入を認める ④見守り・コミュニケーション (在宅)、介護業務支援、一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット 合理的に必要と認められる台数 (2) 以下のいずれかの機器を組み合わせで導入するのに必要な経費 ア 介護業務支援に該当する機器＋見守り・コミュニケーションに該当する機器 イ 介護業務支援に該当する複数の機器 ウ 介護記録ソフト＋介護請求ソフト		
--	--	--	--	--	--

ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業	令和7年4月9日付け老発0409第20号厚生労働省老健局長通知（以下、「国通知」という。）の「令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」の3（2）に基づき実施する事業	1モデルあたり 8,500,000円	国通知の別紙2「令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」3（2）イの①から⑧までに定める経費	市町村 広域連合	<u>10</u> 10
協働化・大規模化等による職場環境改善事業	令和7年4月9日付け老発0409第20号厚生労働省老健局長通知（以下「国通知」という。）の「令和7年度（令和6年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」に基づき実施する事業	事業者グループを構成する1法人につき1,500,000円 ただし、上記法人が訪問介護事業所を運営する場合は375,000円を加算する。 1事業者グループ※あたり 15,000,000円 ※ グループを構成する法人の要件は国通知の別紙3「令和7年度（令和6年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」の3の規定のとおり	国通知の別紙3「令和7年度（令和6年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」の4で定める経費	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業所・施設を運営する法人	<u>4</u> 5